

小学校施設整備指針改正案（避難所関係）

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
1. 地域の避難所となる学校施設に関する基本的な考え方 2. 災害発生から避難所の解消までのプロセス		
<p>想定される避難者数や、起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮した上で、あらかじめ防災担当部局との間でお互いの役割を明確にしながら、避難所として必要となる機能を計画することが重要。また、避難所として利用される場合も、学校教育活動が早期に再開することが重要。</p>	<p>第1章 総則 第1節 学校施設整備の基本的方針 2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保 児童等の学習及び生活の場として、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。</p> <p>また、児童がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。</p> <p>さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。</p>	<p>(対応済み)</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<p>3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備</p> <p>地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や高齢者福祉施設等との連携や地域の防災拠点としての役割を果たし、また、景観や町並みの形成に貢献することのできる施設として整備することが重要である。</p> <p>第2節 学校施設整備の課題への対応</p> <p>第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備</p> <p>3 耐震性の確保</p> <p><u>(2)学校施設は、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、このために必要となる機能も計画することが重要である。</u></p>	<p>(対応済み)</p> <p>3 <u>地震、津波等の災害に対する安全性の確保</u></p> <p><u>(4)学校施設が、災害時に地域の避難所としての役割も果たすことから、想定される避難者数や、起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、あらかじめ防災担当部局との間でお互いの役割を明確にしながら、避難所として必要となる機能を計画することが重要である。その際、教育活動等の早期再開が可能となるよう計画することが重要である。</u></p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	第3章 平面計画 第1 基本的事項 1 空間構成 （新設）	<u>(8)災害時に学校施設が避難所として利用される場合において、教育活動を早期に再開するために、避難所機能と教育機能の区画や動線が分けられるよう計画することが重要である。</u>
避難生活に必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、代替手段も含めて対策を講じることが重要。	第8章 設備設計 第1 基本的事項 3 機能性 <u>(4)必要に応じ、地震災害時における飲料水、電源等を確保するため、貯水槽、浄水機能を有する水泳プール等の整備や自家発電設備、避難住民のための便所等について計画することも有効である。</u>	<u>(4)災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、貯水槽、浄水機能を有するプール、自家発電設備、避難住民のための便所など、代替手段も含めた対策を講じることが重要である。</u>
3. 地域の避難所となる学校施設に必要な機能		
①施設の安全性 施設の耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策の実施や、耐火性、安全な避難経路の確保が重要。	第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応 第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備 3 <u>耐震性の確保</u> (1)地震発生時において、児童等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることな	3 <u>地震、津波等の災害に対する安全性の確保</u> （対応済み）

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<p>ど、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。</p> <p>第3章 平面計画 第1 基本的事項 2 動線等</p> <p>(2)可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の<u>避難動線</u>を確保する等、<u>避難動線</u>の設定に十分留意することが重要である。</p> <p>第5章 詳細設計 第1 基本的事項 1 安全性</p> <p>(1)教育の場として、地震、暴風、降雨、積雪、落雷等の災害や火災、事故、事件等に対し、十分な防災・防犯性など安全性を確保するよう設計することが重要である。</p> <p>第7章 構造設計 第1 基本的事項 1 安全性能</p>	<p>(2)可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の<u>避難経路</u>を確保する等、<u>避難経路</u>の設定に十分留意することが重要である。</p> <p>(対応済み)</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<p>(1)児童等が学習，生活等の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し，十分な安全性を確保するように計画し，設計することが重要である。</p> <p>(2)大地震動後，構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし，人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう，設計地震力を割増して設計する等，外力に対し耐力計算に余力をもたせて構造上十分安全に設計することが重要である。</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進 3 非構造部材等の耐震化対策 屋内運動場や校舎等における天井材，体育器具，照明器具，電気・機械設備機器，家具等の非構造部材等についても早急に耐震点検を行い，破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。</p>	<p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p>
<p>②災害情報の入手や救援要請に必要な情報通信 災害に関する初期情報を的確に入手し，迅速な避難行動につなげるため，防災行政無線の設備を備えておくことが重要。</p>	<p>第8章 設備設計 第4 情報通信設備 3 情報系設備 (新設)</p>	<p><u>(5)災害情報を入手するため，防災行政無線の受信装置を備えておくことが重要である。</u></p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
<p>停電にも対応できる校内放送設備を整備することが重要。</p>	<p>第8章 設備設計 第4 情報通信設備 2 音声系設備 (1)拡声器等は，利用目的に応じ，可聴範囲に留意しつつ，適切な位置に，堅固に取り付けることが重要である。 (新設)</p>	<p>(対応済み)</p> <p><u>(3)非常時に児童等の速やかな避難行動を促すことができるよう，停電時にも対応できる校内放送設備を整備することが重要である。</u></p>
<p>非常時においても行政機関等との相互通信が可能な防災行政無線設備等を備えておくことが有効。</p>	<p>第8章 設備設計 第4 情報通信設備 3 情報系設備 (新設)</p>	<p><u>(6)非常時においては，安否確認や救援要請など，外部との連絡が必要となることから，行政機関等との相互通信が可能な防災行政無線設備等を整備しておくことが有効である。なお，津波等の災害により孤立する可能性がある場合には，救助を求めるための情報通信機能を緊急避難場所に持ち出して使えるようにしておくことが重要である。</u></p>
<p>③緊急避難場所又は避難所への進入 学校に教職員がいない時間帯に災害が発生した場合にも、緊急避難場所又は避難所となる屋内運動場や校舎の屋上等に地域住民が円滑に避難できることが重要。</p>	<p>第9章 防犯計画 第3 建物の防犯対策 3 避難経路 (2)通常の施錠管理を確実に行うとともに，火災や地震等の避難時には内側から簡単に解錠できる構</p>	<p><u>(2)避難経路に設ける出入口は，通常の施錠管理を確実に行うとともに，火災や地震等の非常時には，</u></p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<u>造にも留意することが望ましい。</u>	<u>夜間や休日であっても通行可能となる計画とすることが重要である。</u>
<p>④トイレ</p> <p>既存のトイレの数では対応できない場合や、一部のトイレが利用できなくなる場合も考慮し、屋外のマンホールトイレや簡易トイレ等の複数の対策を組み合わせ、必要なトイレ数を確保することが重要。</p>	<p>第4章 各室計画</p> <p>第3 屋内運動施設等</p> <p>2 屋内運動場</p> <p>(6)災害時の<u>避難場所</u>となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。</p> <p>第5 共通空間</p> <p>2 便所、手洗い、流し、水飲み場等</p> <p>(1)水洗式で、男女別に児童数、利用率等に応じた適切な数と種類の衛生器具を設置することのできる面積、形状とし、清潔で使いやすい計画とすることが重要である。</p> <p>第6章 屋外計画</p> <p>第2 屋外運動施設</p> <p>1 共通事項</p> <p>(新設)</p>	<p>(6)災害時の<u>避難所</u>となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。</p> <p>(対応済み)</p> <p>(3)災害時に学校施設が避難所となる場合には、<u>使用できる便器が不足することも考慮し、マンホールトイレの整備など複数の対策を組み合わせ、必要な数を確保できるようにすることが重要である。</u></p> <p>(3)災害時に学校施設が避難所となる場合には、<u>断水時でも便所が利用できるよう、マンホールトイレ</u></p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
		<u>を整備することも有効である。</u>
<p>高齢者，障害者等の要配慮者の使用を想定し，洋式トイレや多機能トイレを確保することが重要。</p>	<p>第3章 平面計画 第5 共通空間 2 便所 (1)児童の分布の状況及び動線を考慮し，児童が利用しやすい位置に，男女別に計画することが重要である。 また，障害のある児童，教職員及び学校開放時の高齢者，障害者等の利用に配慮した便所を計画することが重要である。</p> <p>第4章 各室計画 第5 共通空間 2 便所，手洗い，流し，水飲み場等 (2)障害者用の便器，手すり等の設備を設置した便所を，一般の便所内あるいは適当な位置に確保することが重要である。</p>	<p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p>
<p>災害による断水時のトイレの洗浄機能を確保するため，プールや雨水貯留槽の水を利用することは有効。</p>	<p>第4章 各室計画 第3 屋内運動施設等 3 屋内プール (9)災害時の防火用水，便所洗浄水等として利用で</p>	<p>(対応済み)</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<p>きるよう計画することも有効である。</p> <p>第6章 屋外計画 第2 屋外運動施設 4 屋外プール (新設)</p> <p>第8章 設備設計 第5 給排水設備 1 給水設備 (1)受水槽，高架水槽等は，学習，生活等において利用する水の量を児童数，教職員数等に応じ適切に算定し，同時使用率を考慮して適切な容量を設定し，適切な位置に設置することが重要である。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(12)災害時の防火用水，便所洗浄水等として利用できるよう計画することも有効である。</u></p> <p>(1)受水槽，高架水槽等は，学習，生活等において利用する水の量を児童数，教職員数等に応じ適切に算定し，同時使用率を考慮して適切な容量を設定し，適切な位置に設置することが重要である。<u>また，災害時の利用も考慮して整備することも有効である。</u></p> <p><u>(5)消防用水や生活用水として，雨水貯留槽の水を利用する計画とすることは，災害時にも有効である。</u></p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
<p>下水処理施設の被災や下水管の破損によりトイレが使用できなくなることもあることから、汚水貯留槽の学校敷地内への設置などの対策を検討しておくことが望ましい。</p>	<p>第8章 設備設計 第5 給排水設備 2 排水設備 (新設)</p>	<p><u>(2)下水処理施設の被災や下水管の破損によりトイレが使用できなくなることもあることから、汚水貯留槽の学校敷地内への設置などの対策を検討しておくことが望ましい。</u></p>
<p>⑤照明 自家用発電設備で発電した電気で屋内照明を点灯させるために配線を工夫することや、可搬式発電機の取付口を設けておくことが望ましい。また、省エネ型の照明器具は非常時に電力供給量が不足する場合にも有効である。</p>	<p>第8章 設備設計 第2 照明設備 2 室内照明設備 (新設)</p>	<p><u>(6)災害時の利用も踏まえ、自家用発電設備で発電した電気で屋内照明を点灯させるために配線を工夫することや、可搬式発電機の取付口を設けておくことが望ましい。また、省エネ型の照明器具は非常時に電力供給量が不足する場合にも有効である。</u></p>
<p>避難所の居住スペースとなる部分には、調光機能付きの照明とすることも有効。</p>	<p>第8章 設備設計 第2 照明設備 2 室内照明設備 (新設)</p>	<p><u>(7)災害時に学校施設が避難所となる場合に、居住スペースとなる部分においては、夜間に明るすぎて避難者が眠れないことがないように、調光機能付きの照明とすることも有効である。</u></p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
<p>⑥避難者各自が行う情報通信 避難者が安否確認や情報収集を行うことができるよう、特設公衆電話等の情報通信環境の整備が重要。</p>	<p>第8章 設備設計 第4 情報通信設備 3 情報系設備 (新設)</p>	<p><u>(7)災害時に避難者が電話や電子メール等で安否確認等を行うことができるよう、特設公衆電話等の避難所の情報通信環境を整備することが重要である。</u></p>
<p>⑦電力・ガス 災害による停電時も電気が使えるよう、自家発電設備を整備することは有効。なお、太陽光発電設備を整備する場合には、自立運転機能及び蓄電機能を備えておくことが望ましい。</p>	<p>第8章 設備設計 第1 基本的事項 3 機能性 <u>(4)必要に応じ、地震災害時における飲料水、電源等を確保するため、貯水槽、浄水機能を有する水泳プール等の整備や自家発電設備、避難住民のための便所等について計画することも有効である。</u></p> <p>5 効率性 <u>(4)風の強い地域では、風力発電の導入について検討することが望ましい。</u></p> <p>第3 電力設備 2 受変電設備等 <u>(1)受変電設備の容量は、電気を必要とする教育機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分検</u></p>	<p><u>(4)災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、貯水槽、浄水機能を有するプール、自家発電設備、避難住民のための便所など、代替手段も含めた対策を講じることが重要である。</u></p> <p>(他の部分へ移動)</p> <p>2 受変電設備、自家発電設備等 <u>(1)受変電設備、自家発電設備の容量は、電気を必要とする教育機器、設備等を適切に把握し、電力の</u></p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<p>討し、必要な数値を設定して設計することが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p><u>(3)受変電設備の設置は、台風、豪雨等による出水時においても冠水することのない場所、高さ等を選定して行うことが重要である。</u></p> <p><u>(4)受変電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの措置を講ずることが重要である。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（他の部分から移動）</p>	<p>需要率を十分検討し、必要な数値を設定して設計することが重要である。</p> <p><u>(2)避難所となる学校施設においては、災害による停電時にも照明などに電気が使えるよう、自家発電設備を整備することも有効である。</u></p> <p><u>(4)受変電設備、自家発電設備は、津波、洪水、高潮等の想定される災害に対して安全な場所に設置することが重要である。</u></p> <p><u>(5)受変電設備、自家発電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの措置を講ずることが重要である。</u></p> <p><u>(6)太陽光発電設備を整備する場合には、停電時においても自立運転でき、充電した電気を夜間にも使えるよう蓄電機能を備えておくことが望ましい。</u></p> <p><u>(7)風の強い地域では、風力発電の導入について検討することが望ましい。</u></p>
<p>⑧食料・飲料水</p> <p>災害時には断水となる可能性が高いことから、耐震性貯水槽、プールの水の浄水装置などにより飲料水を確保することが重要である。</p>	<p>第8章 設備設計</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>3 機能性</p> <p><u>(4)必要に応じ、地震災害時における飲料水、電源等を確保するため、貯水槽、浄水機能を有する水泳プール等の整備や自家発電設備、避難住民のための</u></p>	<p><u>(4)災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、貯水槽、浄水</u></p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	<u>便所等について計画することも有効である。</u>	<u>機能を有するプール、自家発電設備、避難住民のための便所など、代替手段も含めた対策を講じることが重要である。</u>
<p>⑨居住スペース</p> <p>避難所の居住スペースとなる部分は、断熱化を図っておくことが重要。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 学校施設整備の課題への対応</p> <p>第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備</p> <p>6 環境との共生 (新設)</p> <p>第5章 詳細設計</p> <p>第2 内部仕上げ</p> <p>3 天井，壁等 (8)建物の外気に面する壁，最上階の天井等を，必要に応じ，断熱化することも有効である。</p> <p>第4 外部仕上げ</p> <p>3 屋根，外壁等 (4)屋内の熱の損失及び外気の影響等を低減し居住性を高める上で，外壁，屋上等の各部を必要に応じ断熱化することも有効である。</p>	<p><u>(5)断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上，設備機器の高効率化，再生可能エネルギーの導入等は，災害時に避難所となる場合も有効である。</u></p> <p>(対応済み)</p> <p>(対応済み)</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	3 冷暖房設備 （新設）	<u>(7)災害時の利用も踏まえ、再生可能エネルギーを活用した冷暖房設備の設置を計画することも有効である。</u>
⑩要配慮者への対応 障害者や高齢者が避難所内を安全に移動できるよう、段差の解消、手すりの設置など、バリアフリー化を進めておくことが重要。	5 施設のバリアフリー対応 (1)障害のある児童，教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように，障害の状態や特性，ニーズに応じた計画とすることが重要である。その際，スロープ，手すり，便所，出入口，エレベーター等の計画に配慮することが重要である。 (2)学校の教育活動への地域の人材の受入れなど様々な人々が学校教育に参加すること，地域住民が生涯学習の場として利用すること，地震等の災害発生時には地域住民の <u>応急的な避難場所</u> としての役割を果たすこと等，高齢者，障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。 (3)既存学校施設のバリアフリー化についても，障害のある児童の在籍状況等を踏まえ，所管する学校施設に関する合理的な整備計画を策定し，計画的にバリアフリー化を推進することが重要である。	（対応済み） (2)学校の教育活動への地域の人材の受入れなど様々な人々が学校教育に参加すること，地域住民が生涯学習の場として利用すること，地震等の災害発生時には <u>地域の避難所</u> としての役割を果たすこと等，高齢者，障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。 （対応済み）

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
<p>高齢者、障害者、妊産婦等のために、個別の温度調整などきめ細やかな対応ができるように配慮することが望ましい。</p>	<p>第8章 設備設計 第6 空気調和設備 3 冷暖房設備 (6)保健室は、地域の実態等に応じ、暖房設備又は冷房設備の設置を計画することが重要である。</p>	<p>(6)保健室や特別支援教育関係室等は、地域の実態等に応じ、暖房設備又は冷房設備の設置を計画することが重要である。<u>また、避難所としての利用時には、これらの部屋を、高齢者、障害者、妊産婦等の専用のスペースとすることも有効である。</u></p>
<p>①備蓄スペース 災害発生時の想定避難者数に応じて、想定される災害に対して安全な位置に十分な備蓄スペースを確保することが重要。</p>	<p>第3章 平面計画 第9 管理関係室 5 倉庫、機械室等（新設）</p> <p>第4章 各室計画 第3 屋内運動施設等 2 屋内運動場 (6)災害時の避難場所となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。</p>	<p>(3)備蓄倉庫は、<u>想定される災害に対して安全な場所に設置し、想定避難者数に応じて、必要な食料や毛布などの備蓄に必要となる空間を確保することが重要である。</u></p> <p>(6)災害時の避難所となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
5. 避難所となる学校施設の地域における役割		
<p>地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備は、地域の防災力の強化にもつながっていくことから、図書館や公民館等との複合化を行うことも有効。</p>	<p>第1章 総則 第3節 学校施設整備の基本的留意事項 6 地域の諸施設との有機的な連携 (2)学校と地域社会との連携を深めていく上で、社会教育施設や高齢者福祉施設等との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することも有効である。その際には、児童の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</p>	(対応済み)
<p>学校間や他の公共施設との間で、避難所としての防災機能の分担を行うことは有効。</p>	<p>第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応 第3 地域と連携した施設整備 1 学校・家庭・地域の連携協力 (3)他の文教施設等の整備状況等を勘案しつつ、必要に応じ、これらの施設との適切な役割分担や施設等の相互利用、共同利用等を通じ有機的な連携について計画することが望ましい。また、他の文教施設等との情報ネットワークを構築することも有効である。</p>	(対応済み)

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
6. 避難所となる学校施設の防災機能の整備と防災教育等との連携による地域防災力の向上		
<p>防災機能を備えた学校施設を整備するプロセスにおいて、地域住民や児童生徒等の意見も取り入れつつ整備を進めることが望ましい。また、整備の目的や施設の特徴をパネル等で表示することが重要である。なお、災害時の避難所運営を円滑に行うためには、防災担当部局が中心となり、学校設置者、学校、地域住民等との間で協力関係を構築した上で十分な協議を行い、運営体制、運営方法、連絡・参集体制、ボランティア組織との連携方法等を具体的に定めることが重要である。</p>	<p>第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応 第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備 3 <u>耐震性の確保</u> （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第3節 学校施設整備の基本的留意事項 5 関係者の参画と理解・合意の形成 (1)当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・学習形態等を反映したものとなるとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の参画により、総合的に計画することが重要である。また、より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面</p>	<p>3 <u>地震、津波等の災害に対する安全性の確保</u> <u>(5)学校施設の防災対策は、運営体制や訓練等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、防災担当部局、学校設置者、学校、自主防災組織、地域住民等と連携しながら取組を進めることが重要である。</u> <u>(6)施設自体が防災教育の教材として活用されるよう計画することが重要である。</u></p> <p>（対応済み）</p>

指針に反映させる報告書中の記述	小学校施設整備指針（現行）	小学校施設整備指針（改正案）
	から安全性を確保する上でも重要である。 (2)開放施設の利用内容・方法，管理方法及び当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・塵埃等の影響，災害時の対応などについて，事前に地域住民等と十分協議することが重要である。	(対応済み)